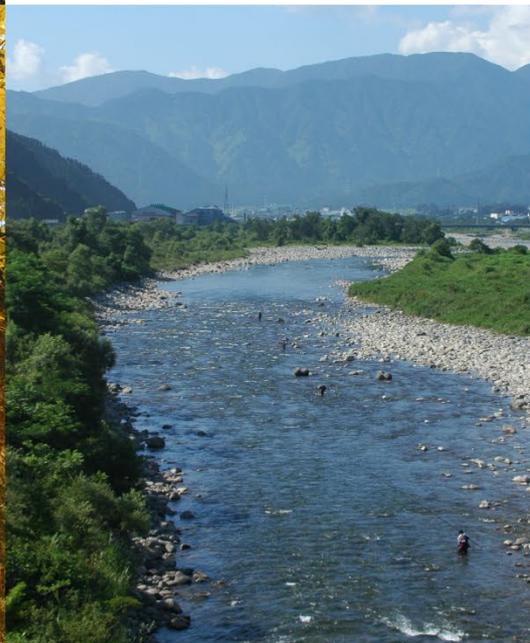


勝山市 緑の 基本計画

改定版

～概要版～



緑の基本計画とは

緑の基本計画は、都市緑地法第4条に基づいて、緑地の保全及び緑化の推進に関する基本事項を定めた計画です。

1997(平成9)年3月に策定した「勝山市緑の基本計画」(以下「前計画」という。)の成果や新たに生じた課題、社会情勢の変化など、勝山市の実情を踏まえ、新たに「勝山市緑の基本計画 改定版」(以下「本計画」という。)を策定しました。

■ 計画の期間

2026(令和8)年度から2035(令和17)年度までの10年間

■ 対象とする緑

樹林地、農地、草地、水辺地や公園緑地等の自然的な環境となっている土地全体



【公園】



【緑地】



【街路樹】



【河川の緑】

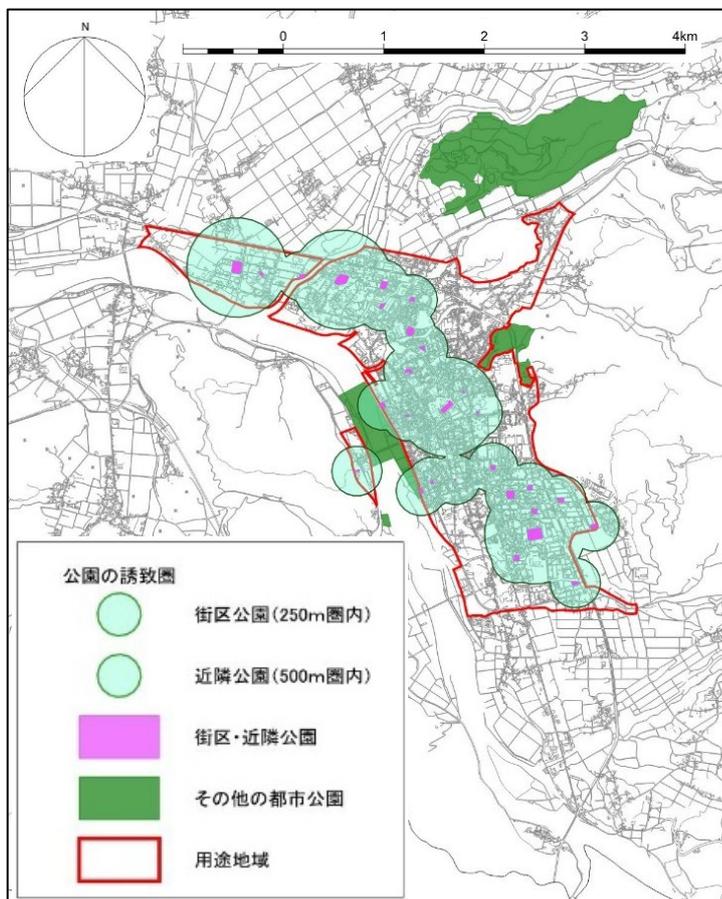
緑の現況

本市の緑地の面積は、約2万4千haで、市域の約96%を占めています(グラフ参照)。

用途地域内の主要な住宅地の多くは、身近な公園である街区公園と近隣公園の誘導圏域内に入っています(右図参照)。一方で誘導圏域外の地域では、長尾山総合公園や長山公園などの総合公園が近くがあり、公園が適正に配置されていることが分かります。

【緑地の総量】

区分	面積(ha)
公園・緑地	24,292.75
都市公園	113.08
公共施設緑地 ・・・小学校・中学校の校庭など	17.06
民間施設緑地 ・・・社寺境内地など	8.94
法指定されている緑 ・・・地域森林計画対象民有林、自然公園、河川区域など	24,153.67
緑以外の土地(宅地など)	1,095.25
緑地の割合	95.7%



【都市公園の充足状況(2025(令和7)年4月現在)】

目指すべき緑の将来像

本計画の目指すべき緑の将来像は、前計画から引き続き、勝山の特性を生かした緑の保全・整備や緑と水辺と都市空間が融和し活気とやすらぎにあふれた都市像を目指し「みどりを織るまち・かつやま」とします。

この将来像の実現に向けて、まちの姿を緑の保全と生物多様性の保全の2つの視点で示します。

【目指すべき緑の将来像】

みどりを織るまち・かつやま

【緑の保全の視点】

市内の緑を守り、育み、活用していくための視点からみた、目指すべき緑の将来像



p3^

【生物多様性の保全の視点】

市内の多様な生物多様性を守り、つながりを保全・維持していくための視点からみた、緑の将来像

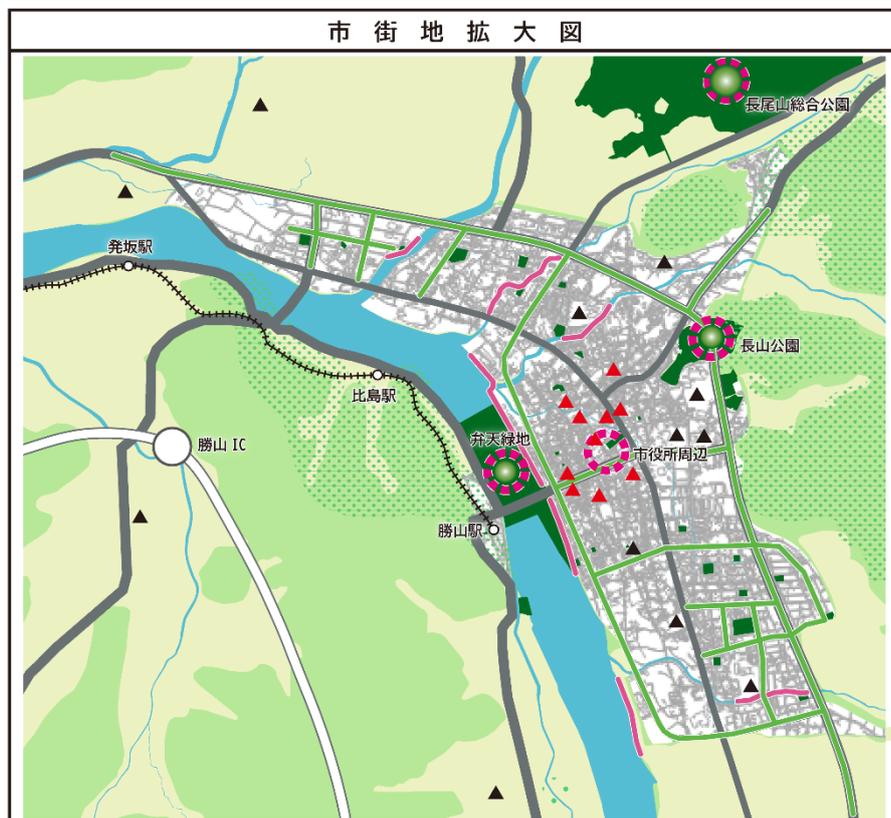
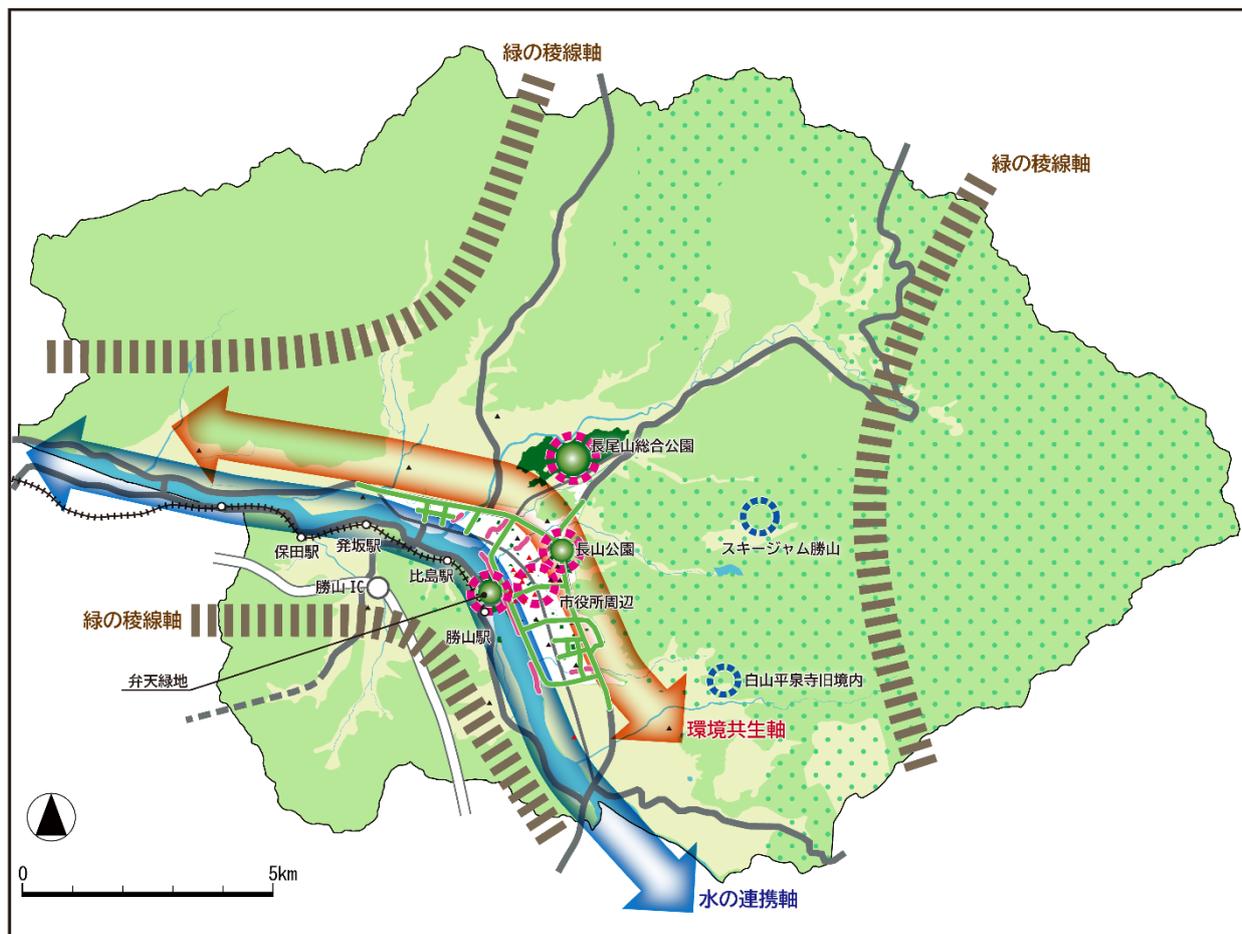


p4^

基本方針と施策の方向性

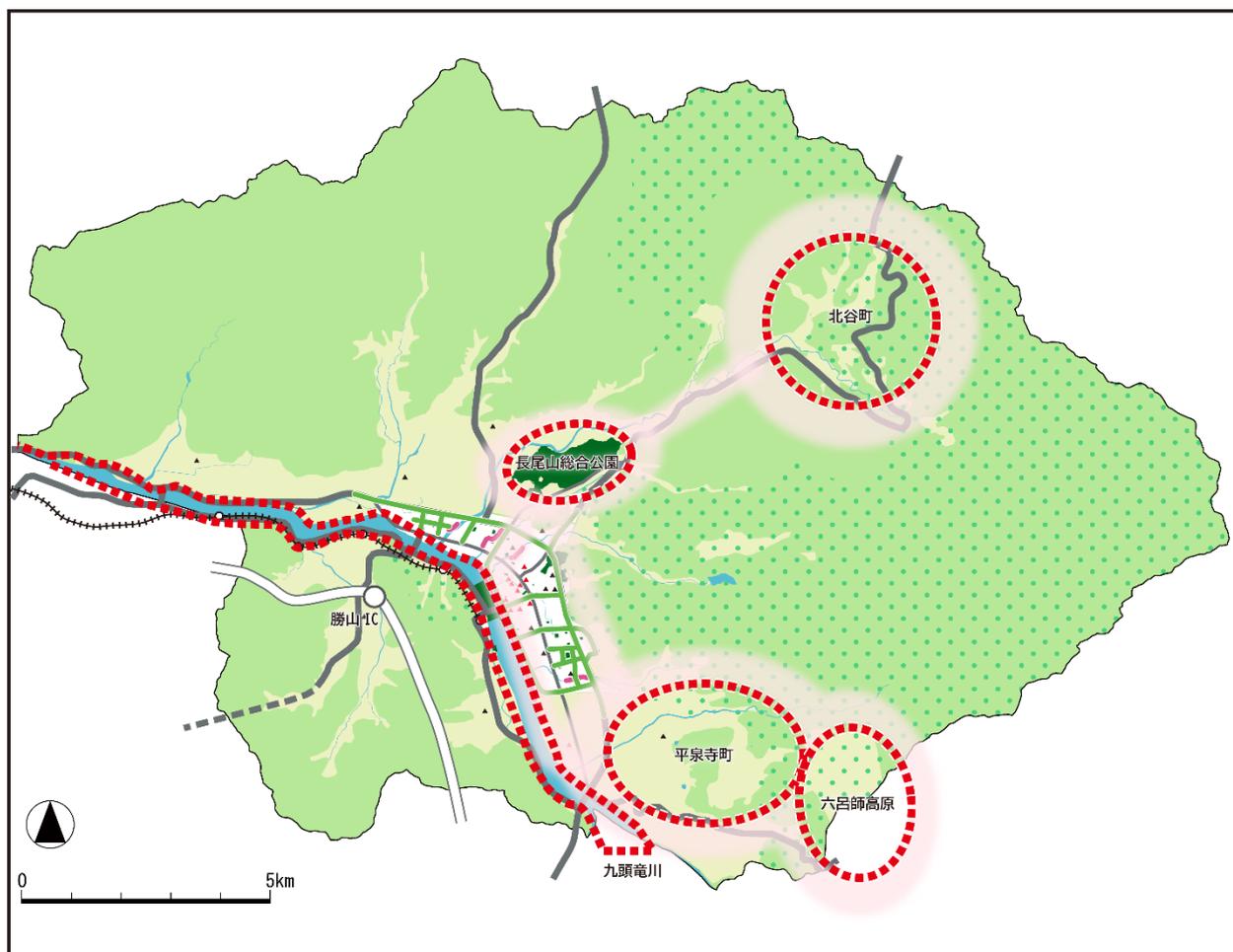
基本方針	施策の方向性
基本方針1 かつやまの魅力的な緑を保全・活用します	1 良好な景観の保全・形成
	2 レクリエーション機能の保全・活用
	3 生物多様性の保全
基本方針2 緑をグリーンインフラとして利用し、日々の暮らしを快適にします	4 農地の保全
	5 公園・緑地等の整備
	6 公共施設の緑化
	7 水と緑のネットワークの形成
	8 民有地の緑化
	9 緑を生かした環境負荷の軽減・災害に強いまちづくり
基本方針3 緑のマネジメント体制を構築します	10 多様な主体・手法による連携の促進
	11 環境意識の醸成
	12 緑のまちづくりを担う人材育成

【緑の保全の視点】から見たまちの姿



凡 例	
まちの主要な軸	
	高速道路
	主要な道路
	鉄道
	主要な河川・ため池等
背景・風景となる緑の保全	
	森林保全エリア（私有林等）
	優れた自然環境・景観保全 エリア（国定公園・自然公園等）
	緑の田園地帯保全エリア （農業振興地域等）
身近ないこいの場の保全・活用	
	都市公園
	公共施設緑地
	民間施設緑地
骨格的な公園・緑地の整備・活用	
	総合公園など
水と緑のネットワークの保全・活用	
	街路樹
	桜並木
緑のランドマークの保全・活用	
	顔となる緑
	レクリエーションとなる緑

【生物多様性の保全の視点】から見たまちの姿



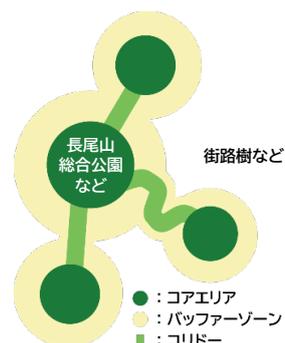
凡 例

まちの主要な軸	生物の主な生息・生育場所となる緑の保全	エコロジカルネットワークとなる緑の保全
<ul style="list-style-type: none"> —○— 高速道路 — 主要な道路 +++++ 鉄道 	<ul style="list-style-type: none"> 森林保全エリア (地域森林計画対象民有林・保安林) 優れた自然環境・景観保全エリア (国定公園・自然公園等) 緑の田園地帯保全エリア (住宅地・農業振興地域等) 水辺保全エリア (主要河川・ため池) 	<ul style="list-style-type: none"> 生物多様性の拠点 (コアエリア) 生態的回廊 (コリドー)
<p>生物の休憩・移動場所となる水と緑の保全・創出</p> <ul style="list-style-type: none"> 都市公園 ▲ 公共施設緑地 ▲ 民間施設緑地 街路樹 桜並木 		

エコロジカルネットワークについて

エコロジカルネットワークとは、人と自然の共生を確保していくため、保全上重要な地域を核として、生態的なまとまりを考慮した上で、有機的に繋いだ生態系のネットワークをいいます。

具体的には生物多様性の拠点(コアエリア)を位置づけ、コアエリア間を生態的回廊(コリドー)で連結することで野生生物の移動・分散を確保することが重要となります。外部からの影響を軽減するため、緩衝地域(バッファゾーン)を配置することも大事です。

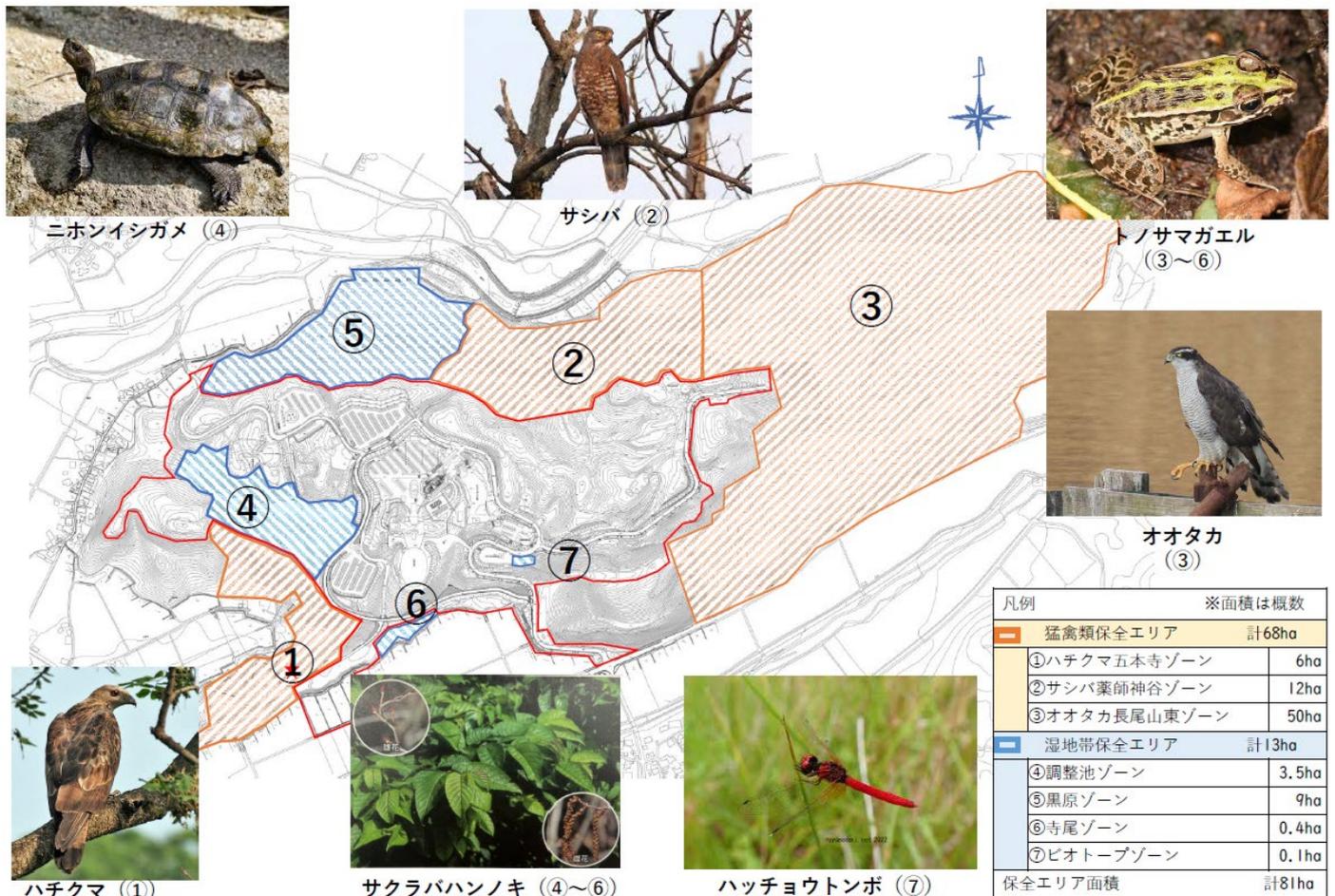


保全配慮地区(長尾山総合公園)の設定

保全配慮地区とは、都市緑地法に基づいて緑の基本計画に定める事項の一つで、重点的に緑地の保全に配慮を加えるべき地区を指します。

長尾山総合公園は人里に近く、植生の大部分は、アカマツ林、クリ、コナラ、アベマキなどの二次林、植林されたスギ林となっており、希少な動植物が生育・生息しています。これら環境の保全に向けて計画的な管理や整備、市民・事業者との連携が重要となっています。

本計画では、長尾山総合公園を保全配慮地区に指定し、風致景観の保全や生物多様性の保全、市民の自然とのふれあいの場として活用を図ります。



【長尾山総合公園に生息する希少動植物と各種保全エリア(案)】

※現在、自然環境調査を実施中であり、その結果を踏まえ、保全エリアを精査予定

生物多様性の保全に向けた方針

- 多様な生きものを育む骨格的な緑を計画的に保全します
長尾山総合公園の豊かな生物多様性を守り育ていくため、計画的な整備・保全を推進します
- 樹林地と湿地環境を保全し連続性を確保します
長尾山総合公園の樹林地や湿地環境は、希少猛禽類やそれらの餌となる両生類などの生息・繁殖場所となっており、これら環境の保全と連続性の確保に取り組みます
- 自然とのふれあいやレクリエーションの場を提供する緑を活用します
自然観察会や保護活動などを通じて、生物多様性保全に関する意識の醸成を図ります

緑の目標

緑地の保全及び緑化推進等に関する目標

目標	現況値(令和7年度)	目標値(令和17年度)
緑地確保水準 ^{※1}	18%	23%以上
自然共生サイト ^{※2} 登録件数	0件	2件
都市公園の人口1人当たりの整備面積	54.3㎡/人	108.0㎡/人以上

※1 市街地と市街地に隣接する緑地(長山公園、長尾山総合公園、弁天緑地、中島緑地)における緑地面積の割合。

※2 企業や地域住民など民間の取組などによる生物多様性を増進する活動計画を国が認定する制度。認定された活動実施区域を「自然共生サイト」と呼ぶ。

計画の進捗状況を把握するための指標

指標	現況値(令和7年度)	目標値(令和17年度)
景観重要木の指定件数	—	3件以上
その他の公園(グラウンド含む)の利用頻度が月1回以上の割合	7.5%	10%以上
農業経営や担い手の育成など持続可能な農業に対する支援に関する満足度	8.6%	10%以上
自然体験活動の参加率	6%	10%以上

保全配慮地区の生物多様性の状況を把握するための指標

指標	現況値(令和7年度)	目標値(令和17年度)
保全配慮地区(長尾山総合公園)内湿地におけるモリアオガエルの卵塊確認状況	卵塊を確認	卵塊確認を維持
保全配慮地区(長尾山総合公園)内湿地におけるサクラバハノキの生育状況	生育を確認	生育確認を維持
保全配慮地区(長尾山総合公園)における猛禽類(オオタカ、サシバ、ハチクマ)の生息確認状況	生息を確認	生息確認を維持

計画の推進と進捗管理

本計画を効果的に推進するため、「PDCAサイクル(右図)」に基づく進捗管理を行うとともに、社会情勢の変化や法の改定、地域状況の変化、計画の進捗状況を踏まえ、必要に応じて見直しを行います。



勝山市緑の基本計画 改定版

概要版

発行年月：令和8年3月
編集・発行：勝山市 建設課
〒911-8501 福井県勝山市元町1丁目1番地1号
TEL:0779-88-1111(代表)
FAX:0779-88-1119
